

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の5第1項及び第167条の11第2項の規定により、令和7年度及び令和8年度において旭川市水道局が発注する工事の請負契約、測量業務の委託契約及び工事に係る業務の委託契約の一般競争入札又は指名競争入札（以下「入札」という。）に参加する者に必要な資格、資格審査の申請方法等について、次のとおり定める。

令和6年11月25日

旭川市水道事業管理者 佐藤 幸輝

第1 資 格

1 基本的資格要件

- (1) 入札に参加できる者（以下「入札参加資格者」という。）は、政令第167条の4（第167条の11第1項において準用する場合を含む。）の規定により入札への参加を排除されていない者であること。
- (2) 入札参加資格者又はその役員等が、暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）又は暴力団関係事業者（暴力団員が実質的に経営を支配する事業者その他同条第2号に規定する暴力団又は暴力団員と密接な関係を有する事業者をいう。）に該当しない者であること。

2 契約の種類による資格要件

(1) 工事の請負契約

別表に掲げる工事の請負契約についての入札参加資格者は、次に掲げる要件を満たしている者とする。

ア 工事の種類に対応する建設業法（昭和24年法律第100号）第3条の規定による許可を有する建設業者で、令和6年12月1日の審査基準日において、許可を受けてから継続して2年以上その事業を営んでいること。

イ 建設業法第27条の23第1項の規定に基づき、それぞれの資格に対応する建設業の許可について、国土交通大臣又は都道府県知事が行う経営に関する客観的事項の審査（以下「経営事項審査」という。）を受けており、かつ、許可行政庁に総合評定値を申請していること。なお、その結果通知が登録開始日に有効であること。

ウ 経営事項審査の結果通知において、工事種別に対応する完成工事高があること。

エ 健康保険法（大正11年法律第70号）に基づく健康保険、厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）に基づく厚生年金保険及び雇用保険法（昭和49年法律第116号）に基づく雇用保険（これらの保険のうち、適用を除外されているものを除く。）に加入していること。

(2) 測量業務及び工事に係る業務の委託契約

別表に掲げる測量業務及び工事に係る業務の委託契約についての入札参加資格者は、次に掲げる要件を満たしている者とする。

ア 測量業務、建築設計業務及び計量証明業務については、次の法令の規定による登録を受けていること。

(ア) 測量業務については、測量法（昭和24年法律第188号）第55条の規定による測量業者の登録

(イ) 建築設計業務については、建築士法（昭和25年法律第202号）第23条の規定による一級建築士事務所又は二級建築士事務所の登録

(ウ) 計量証明業務については、計量法（平成4年法律第51号）第107条の規定による計量証明事業者の登録

イ 令和6年12月1日の審査基準日において、継続して1年以上その事業を営み、当該審査基準日の直前2年間に入札への参加を希望する種別に関し事業高があること。ただし、技術資料作成業務については、当該審査基準日の直前5年間に希望する種別に関し事業高があること。

ウ 個人の場合は、従業員が3人以上であること。

3 その他の資格要件（工事・業務共通の資格要件）

申請の時に、本店所在地の市町村税（特別区にあつては、都税）並びに消費税及び地方消費税に滞納がないことを証明する納税証明書を提出できること。

4 資格の有効期間

令和7年4月1日から令和9年3月31日まで

第2 資格の消滅

入札参加資格者が、次のいずれかに該当したときは、当該入札参加資格者の資格は消滅するものとする。

- (1) 申請書等に重要な事項について虚偽の記載をし、又は重要な事実について記載されていないことが判明したとき。
- (2) 経営状態が著しく不健全であると認められたとき。
- (3) 資格要件に該当しなくなったとき。

第3 資格審査の申請時期、方法等

1 申請の方法

インターネット回線を通じて北海道市町村入札参加資格共同審査システムにアクセスし、利用申請を行った上で画面上の入札参加資格登録申請フォームに必要事項を入力するとともに、申請書類を送信する。

2 北海道市町村入札参加資格共同審査システムのURL

<https://www.hoctec.info>

3 受付期間

令和6年12月10日（火）の午前9時00分から令和7年1月31日（金）の午後5時30分まで

第4 工事並びに測量業務及び工事に係る業務の種類

別表のとおり

第5 工事の請負契約の資格格付

別表に掲げる工事のうち、土木一式工事、建築一式工事、電気工事及び管工事の4業種については、経営事項審査の結果により、工事予定価格に対応する等級に格付するものとする。

第6 地域区分

登録に当たっては地域区分を設定するものとする。

第7 問合せ先

旭川市7条通10丁目 旭川市第二庁舎5階 旭川市総務部契約課工事担当

（直通電話 0166-25-9701）

旭川市上常盤町1丁目 旭川市水道局上下水道部経営企画課契約係

（直通電話 0166-24-3171）

別表

工 事

土	木	一	式	工	事
建	築	一	式	工	事
大		工	工		事
左		官	工		事
とび・土工・コンクリート工事					
石			工		事
屋		根		工	事
電		気		工	事
管			工		事
タイル・れんが・ブロック工事					
鋼	構	造	物	工	事
鉄		筋		工	事
舗		装		工	事
し	ゆ	ん	せ	つ	工
板		金		工	事
ガ	ラ		ス	工	事
塗		装		工	事
防		水		工	事
内	装	仕	上	工	事
機	械	器	具	設	置
熱		絶	縁	工	事
電	気	通	信	工	事
造		園		工	事
さ	く	井		工	事
建		具		工	事
水	道	施	設	工	事
消	防	施	設	工	事
清	掃	施	設	工	事
解		体		工	事

測量業務及び工事に係る業務

測		量		業	務
地	質	調	査	業	務
土	木	設	計	業	務
建	築	設	計	業	務
設	備	設	計	業	務
技	術	資	料	作	成
				業	務